

国立大学法人岡山大学

知的財産ポリシー

平成16年 4月 1日

目 次

| | |
|---|---|
| ・ 基本的考え方 | 1 |
| 1 . 岡山大学の使命・責務と運営方針 | 1 |
| 2 . 本学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の育成・活用に関する考え方 | 1 |
| （ 1 ）社会貢献面での使命と責務 | 1 |
| （ 2 ）研究成果の育成・活用に関する考え方と大学にとっての知的財産の位置付け | 1 |
| （ 3 ）本学における教育・研究と知的財産創出の関係 | 2 |
| 3 . 社会貢献面での教職員の使命と責務 | 2 |
| 4 . 知的財産ポリシーの対象者 | 2 |
| 5 . 研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）の設置 | 3 |
| ・ 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継 | 3 |
| 1 . 発明及び考案 | 3 |
| （ 1 ）発明及び考案の帰属に関する考え方 | 3 |
| （ 2 ）発明等の届出 | 4 |
| （ 3 ）帰属の判定 | 4 |
| （ 4 ）発明等の評価と承継手続き | 4 |
| 2 . 意匠、回路配置、品種 | 5 |
| 3 . データベース及びプログラムの著作物、ノウハウ | 5 |
| 4 . 有体物 | 5 |
| ・ 知的財産等の管理・活用の推進 | 5 |
| 1 . 研究成果の実用化に向けた大学の義務 | 5 |
| 2 . 知的財産等の実施等に伴う発明者等への報償 | 5 |
| 3 . 知的財産等の管理 | 5 |
| （ 1 ）岡山大学における知的財産等の管理責任 | 5 |
| （ 2 ）研究者への知的財産等の返還 | 6 |
| 4 . 知的財産等の学術目的の利用 | 6 |
| ・ 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方 | 6 |
| ・ 職員や学生等の守秘義務 | 6 |
| ・ 知的財産等の技術移転及びベンチャー企業の創出 | 7 |
| 1 . 技術移転機関 | 7 |
| 2 . 大学発ベンチャー企業創出の推進 | 7 |
| ・ 知的財産等の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法 | 7 |

・ 基本的考え方

1 . 岡山大学の使命・責務と運営方針

岡山大学（以下「本学」という。）は、文化系、自然系、生命系の11学部、3研究科（文化科学研究科、自然科学研究科、医歯学総合研究科）、2研究所等を擁し、平成12年3月策定の「21世紀の岡山大学構想」において、本学の基本理念を「自然と人間の共生をめざして教育と研究の改革を - 創造的な『知』の構築と自立、世界と地域への情報の発信 - 」を掲げ、先駆的な教育と研究を行ってきた。

本学の使命・責務は、益々高度知識化、国際化する社会に対して広範な学問分野の個々の専門的分野及び専門性の枠を越えて融合した総合的分野で21世紀を担う人材の育成と学術の研究を通して貢献することである。

2 . 本学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の育成・活用に関する考え方

(1) 社会貢献面での使命と責務

本学の使命は、人材育成、研究推進、社会貢献を掲げ、本学の広い知的資源の活用により社会、産業界における革新的な技術開発の達成と新技術・新産業を創出することにある。

研究成果を知的財産権化することは、本学にとってロイヤリティの還流及び更なる研究資金の獲得で次の研究資金を生み出し、研究成果に対し産業界からの評価を受けるといった結果をもたらす。そして知的財産の実施を通して新たな課題を知り、さらに教職員にフィードバックされ次の研究・発明を生み出すための貴重な機会となる。最後に本学の研究成果が目に見える形で使われることにより本学の社会との連携が促進され、評価が高まるなどの効果が期待できる。

(2) 研究成果の育成・活用に関する考え方と本学にとっての知的財産の位置付け

従来から、大学における研究成果は、専門分野の研究論文誌に学術論文として国内外に公表され知的創造という面から貢献してきたし、今後も貢献し続けなければならない。特に研究成果は、公表されると公知となり、誰でも使用可能となる。しかし産業界から見ると生命系、自然系の研究成果は、知的財産権として権利化・保護することにより国益に資し、国際競争力の強化に役立つ。

本学における教育・研究活動の成果は、全て知的財産であり、今後本学において一元的に管理活用し、社会に貢献する。さらに本学は知的財産権の取得を促進するために、知的財産への貢献度を教職員の評価に反映させ、補償金等に

よる個人補償の充実を図ること等について努力するものとする。

(3) 本学における教育・研究と知的財産の創出との関係

研究は研究者の自由な発想に基づき、長期的視野に立った基礎研究を中心に
して推進されるが、社会からの要請に応じてその研究成果を活用していくこと
は、研究の閉鎖性を打破し、更なる研究の発展にも寄与することが期待できる。

本学では、教育開発センターを中心にして教養教育、部局においては学士教
育及び大学院教育に関する教育手法の開発が行われている。そして、課題探求
能力、課題解決能力、高い倫理観、広範な国際性を習得させることを目標とし
た教育プログラムの開発と集積を図っている。

本学の研究は、総合大学としての広い個別分野と共に、異領域の協力による
新しい学問分野において行われている。そして、我が国の有数の学術拠点とし
て国際的に高い評価を得るための基礎研究、応用研究においての成果を挙げる
ことを図っている。

そして、個人評価システムにより、教育及び研究成果が一元的にデータベ
ースに格納される。

3. 社会貢献面での教職員の使命と責務

本学の教職員は、職務である教育・研究活動を行うと共に、それらの成果を社
会へ還元することが求められていることから、研究成果の専門分野での公表に止
まらず、積極的に知的財産権として確立し、活用することを意識し対応すること
とする。なお、本学の職員の使命である教育、研究の責務が、研究成果の社会還
元過程において犠牲になる「責務相反」や、外部から得る経済的利益等と衝突す
る「利益相反」については、本学で別に定める規程により対応する。

4. 知的財産ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は、国立大学法人岡山大学職員就業規則第2条に定
める職員（以下「職員」という）、及び本学との間で研究成果又は発明について
何らかの契約を交わしている学生等であって、その内訳は以下のとおりである。

(1) 職員

イ 常勤職員

(イ) 一般職員

事務職員、技術職員、図書職員、技能職員、労務職員、教務員

(ロ) 教育職員

教授、助教授、講師、助手、教頭、教諭、養護教諭

(八) 医療職員

医療技術職員、看護職員

ロ 再任用職員(第19条の規定により再任用された職員)

八 非常勤職員

事務補佐員、技術補佐員、教務補佐員、技能補佐員、臨時用務員、非常勤講師、非常勤研究員、教諭補佐員、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、医員、医員(研修医)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

二 契約教員

一般契約講師、特別契約教授、外国人教師、外国人研究員、特任教授

(2) 学生等(学部生、大学院生、ポスドク)

イ 研究室に配属された学生等で発明等の取扱いについて何らかの契約を交わしている者

5. 研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)の設置

本学では、研究による知的資源を「生み、育てる」活動の一部と、知的財産を「生み、育て、活用」する活動を全学的に一元化して行うための組織として「研究推進・産学官連携機構(知的財産本部)」(以下「知的財産本部」という。)を設置した。

知的財産本部は、知的財産に関し、学内外の窓口になるほか、学内において、知的財産権の取得・活用促進及び技術移転促進のため、知的財産マインドの高揚及び知的財産情報のセキュリティ確保に努める。知的財産本部は、本学の使命である教育と学術研究の推進との調和を図りつつ知的財産権の取得促進及び技術移転促進に努める。

知的財産権の権利化、移転、係争・訴訟対策など法務的な事項の問題解決のため、知的財産本部に顧問弁護士などの専門家を必要に応じて置くものとする。

・研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継

本学が取扱う知的財産権の対象は、発明、考案、意匠、回路配置、品種、データベース及びプログラムの著作物、ノウハウ、有体物をいう。

1. 発明及び考案

(1) 発明及び考案の帰属に関する考え方

本学が費用その他の支援をして行う研究等、又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき本学の職員が行った発明及び考案(以下「職務発明等」という。)については、原則として本学に譲渡、承継されて帰属する。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、発明者及び考案者(以下「発明者」という。)に帰属させることができる。

本学と雇用関係のない学生等については、岡山大学職務発明等規程(以下「本学職務発明等規程」という。)を準用して本学へ発明の届け出を義務付ける旨、この発明等に関する特許又は登録を受ける権利を本学が承継する場合には、別に定める規程に準じてその権利を承継する旨の契約を両者間で締結する。

そして、職務発明等は、知的財産本部により権利化・管理をし、岡山TLO(仮称)を通して技術移転をするものとする。

(2) 発明等の届出

知的財産ポリシーの対象者は、発明等をしたと判断した場合には、速やかに学長にその発明等に関する届け出をしなければならない。

発明者は、本学が承継した職務発明等の出願等、権利化及び権利維持の手続きに協力しなければならない。特に論文発表等の時期・方法について、発明者は、本学と協議し、特許権又は実用新案権の取得に支障のないように努めなければならない。

(3) 帰属の判定

発明等の知的財産権の本学への帰属、承継を評価・判定するための発明審査委員会を学内に設置する。発明審査委員会の委員は、本学職務発明等規程に定める委員で構成する。

学長は、発明等の届出があったときは、発明審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき職務発明等の該当の当否、知的財産権を本学が承継するかどうか及びその持分割合を決定する。当該発明等に関する決定を行ったときは、当該発明者に通知しなければならない。

(4) 発明等の評価と承継手続

本学が承継すると決定した権利にかかる発明等については、知的財産本部で出願等の手続きと、権利化後の管理を行う。そして技術移転は、岡山TLO(仮称)に業務委託する。

発明者は、本学が承継すると決定した権利にかかる職務発明等については、速やかに権利譲渡書を提出しなければならない。本学が当該発明者の発明等について、職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるがその権利を承継

しないと決定した場合は、当該発明者に帰属し、発明者は自ら出願、又は発明等にかかる権利を第三者に譲渡することができる。

2 . 意匠、回路配置、品種

1 を準用する。

3 . データベース及びプログラムの著作物、ノウハウ

1 を準用する。

4 . 有体物

その取扱い等に関する事項については別に定める。

．知的財産等の管理・活用の推進

1 . 研究成果の実用化に向けた大学の義務

本学の職員の知的財産のうち本学がその権利を承継した発明については、速やかに出願、権利化、権利化後の管理をし、産業界に技術移転するための仕組みを確立し、運用することを責務とする。

なお、発明以外の知的財産の取扱いについても同様である。

2 . 知的財産等の実施等に伴う発明者等への報償

発明等の創作は、職員の知恵と技量によって生み出されたことに十分配慮し、職務発明等にかかる権利の承継、保有にあたっては、相当の補償金を支払うものとする。

また、本学が職務発明等に基づく知的財産権の実施又は処分により収益(収入)を得たときは、当該知的財産権に係る発明等をした発明者に対し、別途補償金を支払うものとする。これらの補償金を受ける権利は当該権利に係わる発明者が転職又は退職した後も存続するものとする。

3 . 知的財産等の管理

(1) 本学における知的財産等の管理責任

本学の広い研究分野の知的財産は、社会貢献において極めて重要であること

から、知的財産本部において一元的に管理する。このため本学がその権利を承継する発明等か否かを判断する基準を明確にし、権利化すべき研究成果の発掘、特許出願、管理を行う。なお、産業界への技術移転については、岡山TLO（仮称）と連携して積極的に行う。

（２）研究者への知的財産等の返還

本学が保有した特許権については、一定期間毎に発明審査委員会において再評価を行う。本学において特許権を継続保有しないと決定したものについては、発明者に帰属させることができる。発明者が帰属を希望しない場合には、本学はその特許権を第三者に譲渡し又は放棄することができる。

4．知的財産等の学術目的の利用

本学で権利化した権利にかかる発明等を本学が学術目的で利用するのは自由とする。なお、本学内で開催される各種の講演会、研究会で公表される内容について、関係者は学外への流出を防ぐための措置を講ずるものとする。

有体物、技術情報、ノウハウなどの研究目的での利用について、学外から知的財産本部に申し出がある場合には、守秘義務・費用などについて定めた契約により提供することができる。

・共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

- 1．本学と企業等との共同研究により生じた発明等については、原則として企業と本学の共同出願により権利化し、契約により優先的に実施権を一定の期間当該企業に与えることができる。ロイヤリティの配分、不実施補償等に関する事項は、個々の契約で定める。
- 2．企業等からの受託研究により生じた発明等にかかる権利は、原則として本学帰属とし、本学が権利化、管理する。ただし、契約により優先的に実施権を一定期間受託研究委託企業等に与えることができる。ロイヤリティの配分、不実施補償等に関する事項は、個々の契約で定める。

・職員や学生等の守秘義務

産学官連携の活動においては、本学の知的財産権についての守秘義務を果たすだけでなく、連携する相手側の知的財産権をも尊重して自他双方の守秘義務を守る姿勢を堅持する。なお、守秘義務に関する事項に関する規則は別に定める。学外組織から本学へあるいは本学から学外組織への守秘事項の申し出の受付窓口は知的財産本部とする。

・知的財産等の技術移転及びベンチャー企業の創出

本学の教育研究の過程で生じる知的財産の創出・出願、それらの管理・運営、技術移転の活動は、知的財産本部で統括して責任を持って行う体制とする。そして知的財産本部に産学官連携の窓口を一本化することにより本学の有する知的財産を有効に活用する責任も持たせる。また知的財産の産業界への技術移転を岡山TLO（仮称）と連携して責任を持って行う体制とする。

1．技術移転機関

- (1) 本学は、知的財産権に係る産業界等へのライセンス活動及び実施許諾等の契約を、効果的・効率的かつ機動的に行う指定技術移転機関として、岡山TLO（仮称）に、その業務を委託し、一体的に技術移転の業務を進める。
- (2) 本学は、岡山TLO（仮称）に対し、本学の知的財産権に係るライセンス活動のみならず、共同研究等の提案・企業との調整を機動的に行わせるとともに、実施許諾等の契約の締結に向けた円滑な契約交渉の実施を業務委託する。
- (3) 本学は、技術移転を効果的に推進するため、本学が保有する知的財産権の侵害に対して、岡山TLO（仮称）と連携して適切な対策を講じる。

2．大学発ベンチャー企業創出の推進

職員が兼業又は独立してベンチャー起業をする場合、本学は、当該職員の職務発明等にかかる権利で本学が承継し、権利化したものについて、優先的に通常実施権の許諾又は譲渡等を行うよう努めるものとする。

・知的財産等の取扱いに関する異議申立て手続と処理方法

本学の職員で、知的財産権に関してその取扱い等に異議がある場合には、学長に異議申し立てを行うことができる。

本学の知的財産権の取扱い等に関する異議申し立ての事項及び手続については、別に定める。